

鹿屋市林業新規参入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに林業に従事する者に就労支度金を支給する林業事業体に対し、予算の範囲内において鹿屋市林業新規参入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金事業実施要領（平成6年4月1日公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金制定）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において事業を営み、市内に本所又は支所を置く森林組合及び林業事業体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者に雇用されている者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に支給する就労支度金とする。

- (1) 造林、保育、伐採、作業路の開設等の作業に従事する者
- (2) 当該年度に新たに林業に従事した者
- (3) 市内に住所を有する者

2 前項の就労支度金は、チェーンソーその他林業に従事するために市長が必要と認める装備に係る経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金等からの助成金を控除した額の2分の1以内で予算の範囲内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規参入促進事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 課税事業者等届出書（別記第2号様式）

(3) 見積書

(4) カタログその他購入する装備が分かる書類

(実績報告)

第6条 申請者は、規則第14条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新規参入促進事業実績書（別記第1号様式）

(2) 該当林業従事者及び購入した装備の写真

(3) 物品受領証の原本

(4) 購入した装備の領収書の写し

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

第2号様式（第5条関係）

課 税 事 業 者 等 届 出 書

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

印

下記の期間については、

- 1 消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を所轄する税務署長に提出した（する予定の）者である。
→（簡易課税事業者）
- 2 消費税法第9条第1項の規定に該当する者である。（となる予定である。）
→（免税事業者）
- 3 前述の1及び2に該当しない者である。（となる予定である。）

のでその旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日
至 年 月 日

注1 安全就労体制整備事業又は新規参入促進事業の場合のみ添付する。

2 いずれかの番号を○で囲み、「した（する予定の）」又は「である（となる予定である）」を見え消ししてください。

3 課税事業者の場合、事業費には消費税を含めるが、助成金は消費税を除いた事業費で算出ください。